

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

2 治療・健康に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(3) スポーツ・文化施設などの入館料・使用料の減免

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動の自粛が段階的に緩和され、外出やイベントについても、新しい生活様式を実践しながら再開されているところでは、</p> <p>これまで、不要不急の外出を控えていた市民の健康増進や文化活動の促進、これらに伴う地域消費の拡大に向け、8月1日（土）から11月30日（月）までの間、下記の施設の入館料や使用料を、無料又は半額にします。</p> <p>※施設内での飲食代、備付けの設備・機器（照明、冷暖房等含む。）の使用料などは、減免の対象となりません。</p> <p>※スポーツ施設では、トレーニングルーム、プール、会議室、研修室などは減免の対象となりません。</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住している方</li> <li>・音楽文化ホールについては全ての方</li> </ul>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用時に、市民又は市内に居住していることがわかるものをご提示ください。</li> <li>・別制度により減免の適用を受けている場合は、対象とならない場合があります。</li> <li>・宿泊施設で割引を受けるには、施設へ直接予約が必要です。 宿泊予約サイト等による予約は減免対象外です。</li> </ul> <p>※詳細は、各施設管理者へお問い合わせ下さい。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴山公園ほか市内35施設</li> <li>・対象施設及び申込先は、市ホームページ、または広報津山8月号をご覧ください。</li> </ul>
<p>問い合わせ先</p>	<p>各施設管理者へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴山公園ほか市内35施設</li> <li>・対象施設及び問い合わせ先は、市ホームページまたは広報津山8月号をご覧ください。</li> </ul>
<p>備考</p>	